

LINE 登録できない保護者の方は、下記の二次元コード（QRコード）又は URL から登録願います



<https://00m.in/Aql7S>

【LINE 登録や URL からの登録について】

県では、抗原検査キットの使用について、LINE 等での登録等を、お願いしております。これは、キットを使用した方が陽性であったか陰性であったかを把握することで、県の新型コロナウイルス感染症対策に活用することを目的としているためです。

また、配布した抗原検査キットは、次のような利用規約に御同意いただいた方を対象としており、その御同意を LINE 等でいただくこととしています。

＜神奈川県抗原検査キット配布事業（学校等）利用規約の主な項目＞

（自己責任の原則）

第 3 条 利用者は、本事業による自己の行為とその結果について一切の責任を負う。

- 2 利用者は、本事業による自己の行為または利用者が利用規約上の義務を履行しないことに起因して、神奈川県または第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとする。
- 3 利用者が本事業を利用するに当たり、神奈川県が利用者に対して必要な質問等を行った場合、利用者はその回答に対して責任をもつ。
- 4 利用者が本事業により配布を受けた抗原検査キットを利用する際は、利用者はその時点の健康状態、外部環境条件等を考慮し、利用者の自由な選択、判断、意思に基づき利用する。
- 5 利用者が本事業により配布を受けた抗原検査キットを利用する際は、自己の症状を十分把握した上で使用することとし、呼吸困難等の重症等の症状を既に呈している場合は、抗原検査キットの診断によらず、直ちに医療機関を受診するものとする。

（医療機関の受診）

第 4 条 利用者は、配布を受けた抗原検査キットを使用した結果、検査結果が陽性と判明した場合には、速やかに医療機関を受診するものとする。

（禁止行為）

第 5 条 利用者は、本事業の利用にあたり、次のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) 本事業の利用にあたり、虚偽の個人情報を登録するなど、神奈川県に虚偽の申告をする行為
- (2) 配布を受けた抗原検査キットを第三者に対し譲渡又は転売する行為
- (3) 第三者または神奈川県の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為

問合せ先

問い合わせは、右の二次元コード（QRコード）からお願いいたします。



TEL:045-285-0821

電話での問い合わせは、回線が大変込み合っているため、二次元コード（QRコード）による問い合わせができない方に限らせていただきます。